

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約の付帯契約要綱を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 対象となるお客さま

カーボンFプランの契約（以下「この契約」といいます。）は、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約され、1年を通じてこの契約の適用を希望されるお客さまを対象といたします。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) この契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、この契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、この契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 料金の適用開始の時期

4（料金の単価および算定方法）(1)の料金は、1（対象となるお客さま）に該当する需給契約の料金の適用開始の日から適用いたします。ただし、付帯契約要綱適用の際現に1（対象となるお客さま）に該当する需給契約の料金の適用が開始されている場合は、原則として、この契約が成立した日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日または計量日から適用いたします。

4. 料金の単価および算定方法

当社が指定する契約種別の需給契約にもとづく月々の料金は、当社が指定する契約種別の需給契約要綱または選択約款によって料金として算定された金額に、環境価値相当額を加えたものといたします。

5. 環境価値相当額

環境価値相当額は、1月の環境価値対象電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\text{環境価値相当額} = \text{1月の環境価値対象電力量} \times \text{環境価値単価}$$

6. 環境価値対象電力量

環境価値対象電力量は、当社が指定する契約種別の需給契約のその1月の使用電力量といたします。

7. 環境価値単価

環境価値単価は、環境価値対象電力量1キロワット時当たりの金額とし、3.00円（税込）といたします。

8. 電源構成等

(1) 当社は、この契約による電気の供給に先立ち、この契約により供

給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(2) 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日）計画の電源構成（電力量）は次のとおりです。

水力（3万kW以上）※1	6%
再生可能エネルギー（FIT電気以外）※2	8%
FIT電気※3	11%
石炭	55%
石油	4%
LNG	10%
卸電力取引所※4	3%
その他※5	3%

※1 揚水分会を含みません。

※2 水力（3万kW未満）・太陽光・風力・バイオマス・地熱を含みます。

※3 FIT制度（再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取る国の制度）によって当社が買い取りした電気のことをいいます。当社がFIT電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客さまも含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

※4 卸電力取引所からの調達分で、水力・火力・原子力・FIT電気・再生可能エネルギーなどが含まれます。

※5 揚水分会・廃棄物および他社から調達している電気の一部で電源区分が特定できないものを含みます。

(3) 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日）計画の非化石証書使用状況（電力量）は次のとおりです。

非化石証書（再エネ指定）	100%
--------------	------

(4) 当社は、この契約により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(5) 当社は(1)および(4)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況をお客さまにお知らせいたします。この場合、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「はくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

9. 環境価値の提供

当社は、この契約により供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより二酸化炭素排出量が零の価値を付加し、供給いたします。

10. 契約の廃止

- (1) お客さまがこの契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ通知していただきます。
- (2) この契約は、11（解約等）の場合を除き、原則としてお客さまが当社に通知された廃止期日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日または計量日に消滅いたします。

11. 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについてこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 電気の需給契約を解約する場合
 - ロ お客さまがその他付帯契約要綱に反した場合
- (2) 当社が指定する契約種別の需給契約が消滅した場合は、需給契

約の消滅日にこの契約は消滅するものいたします。

- (3) お客さまが、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、原則として変更後の需給契約の料金適用開始の日この契約は消滅するものいたします。

12. そ の 他

- (1) 当社は、非常変災等のやむをえない理由により、この契約による電気の供給の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) (1)の場合またはこの契約の適用状況その他により、当社は、カーボンFプランを終了する場合があります。この場合には、契約期間満了前であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 需給契約の申込み（変更または廃止を含みます。）の方法等の本書に記載のない事項については、電気標準約款〔低圧〕および需給契約要綱または選択約款に定めるところによります。本書と合わせて電気標準約款〔低圧〕および需給契約要綱または選択約款をご確認ください。
- (4) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、付帯契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約要綱によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
- ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、付帯契約要綱を変更する必要が生じた場合
- ハ その他、付帯契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (5) 付帯契約要綱を変更する場合には、当社は、付帯契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。
- (6) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (7) 本書に記載のある事項は、この契約を含むお客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、この契約を含む需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、この契約を含む需給契約の詳細は、電気標準約款〔低圧〕および需給契約要綱または選択約款とあわせて

付帯契約要綱に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までの間は、書面により無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面を発信したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

[お問い合わせ先]

北海道電力株式会社 各支社

事業所窓口および電話受付時間：9：00～17：00

(休業日：土曜, 日曜, 祝日, 12月29日～1月3日, 5月1日)

- 道北支社
〒070-8678 旭川市4条通12丁目1444番地の1
(電話番号) 0166-23-1037
- 北見支社
〒090-8691 北見市北8条東1丁目2番地1
(電話番号) 0157-26-1112
- 道央支社
〒060-8639 札幌市中央区大通東1丁目2番地
(電話番号) 011-251-4007
- 道東支社
〒080-8660 帯広市西5条南7丁目2番地1
(電話番号) 0155-24-5168
- 釧路支社
〒085-8668 釧路市幸町8丁目1番地
(電話番号) 0154-23-1146
- 道南支社
〒050-8682 室蘭市寿町1丁目6番25号
(電話番号) 0143-47-1132
- 苫小牧支社
〒053-0006 苫小牧市新中野町3丁目8番7号
(電話番号) 0144-37-8154
- 函館支社
〒040-8670 函館市千歳町25番15号
(電話番号) 0138-22-4123

北海道電力株式会社

(小売電気事業者登録番号 A0267)

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地